

〈学会報告〉

国際会計基準審議会の動向

International Accounting Standards Board Update

来栖 正利*

Masatoshi Kurusu

本稿は国際会計基準審議会(IASB: International Accounting Standards Board)が実施している作業の概要を紹介する。当該内容はアメリカ会計研究学会開催中に実施されたセミナーの内容に基づいている。取り上げるトピックスは財務諸表の表示問題に始まる各種会計問題のうち、パネリストが重要であると判断した項目である。

キーワード: 財務諸表の表示、ジョイント・ベンチャー、公平価値

はじめに

本稿はIASBが実施している作業の概要を紹介することが目的である¹⁾²⁾。同時並行で実施されている数多くの作業の中で最も抜本的な改革と思われる作業の一つは、財務諸表の表示問題である。現行の財務会計制度が作成を求めている各種計算書の名称や区分を大胆に改訂している。本稿は関連する財務会計基準書や公開草案から読みとることが困難な作業の「裏舞台」の紹介を目指す。

米国財務会計基準審議会(FASB: Financial Accounting Standards Board)とIASBとは財務会計基準のデファクト・スタンダード獲得を目指して1990年代半ば頃から2000年代初頭にかけて覇権争いに興じていた[来栖(1998, 2003)]。しかしながら、両者は徐々に協調路線をとり、今日に至っている。両者の共同または単独作業は協調路線を考慮してこそ適切に理解できるだろう。この一連の流れに沿った作業の一つが財務諸表の表示問題である。

FASBとIASBが実施している作業を支える立場は、企業会計を「資本の論理」に基づいて抜本的に改革するそれである[来栖(2009)]。揶揄した表現を用いれば、「マネーゲーム」を臨場感溢れるままに財務報告に表現することを明確にしたのである。儲かるところを目指して世界中を瞬時に駆けめぐるマネーの流れは極めて合理的である。これを追いかけかつ先導せんとする両者は財務報告実務に関して合理的行動を明確にとったといえる。

本稿の構成は次の通りである。財務諸表の表示の概要を最初に取り上げる。次に取り上げるのは、財務諸表を作成する主体である実体の構成要素の一つであるジョイント・ベンチャーについてである。次に、財務報告の本質を支える概念のうち測定問題に関わる評価規準である公平価値

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1

に関する具体的な取り組みを取り上げる。そして筆者(来栖)のコメントが示される。最後にむすびを述べて本稿を終える。

I. 財務諸表の表示

財務諸表の表示方法に関する基準は二つある。①資本提供者として意思決定を行うために財務諸表を利用する投資家、債権者、そしてその他の利用者には有用な情報を提供すること、②経営者と財務諸表利用者とのコミュニケーションを改善することである。とりわけ、コミュニケーションという用語を、財務諸表を通じて伝達される数値から財務諸表利用者自らが何かを読みとる機会を提供することとIASBが定義づけていると推察される。

これら二つの基準に基づいて、財務諸表の表示問題とは、財務諸表を構成する各計算書の表示体系を首尾一貫した関係にする改訂作業のことをいう。具体的な目的は二つある。一つは、将来キャッシュ・フローを利用者が評価するさいに役立つように、財務諸表に表示されている情報を分けることである。もう一つは、報告実体の流動性と財務上の柔軟性に関する情報を表示することである。これは投資目的を反映する情報提供を意図している。

上述の作業方針を支える基本的な考えは、現行の財務報告実務を「複雑な構造から単純明確な構造」にすることである。企業会計が収斂していくには財務諸表の情報を表示するにあたり、共通するアプローチを採用することが必要である。加えて、財務諸表を構成する各計算書の関連性が明確ではなく、かつ属性の異なる情報がしばしば統合されている。これらの問題点は企業実体を環流する「資本の流れ」に沿った情報開示とはいえない。

以上のような現行報告制度が抱えている問題点を踏まえ、諸資産と諸負債の分類を包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書にそれぞれ分けることから改善を試みる。そのさい、それぞれの計算書は次の三つの分類を持っている。

- ①経営活動(主たる収益と費用を生み出す活動のために使用される諸資産と諸負債の表示)、
- ②投資活動(経営活動の一部ではない、その他の活動が投資収益を生むために使用される諸資産と諸負債の表示)、そして
- ③財務活動(事業活動を支援するために使用される諸資産と諸負債の表示)である。

これら三つの活動に諸資産と諸負債を分類する明確な規準をIASBは述べていない。その代わりに、企業実体の事業活動と財務活動に関する経営者の考えに基づいて、諸資産と諸負債を適切に分類することを明示している。この規準の意図は肯定的に経営者の恣意性(判断)を財務諸表の表示に反映させることにあると思われる。これは財務諸表数値から経営者の意図が理解できる機会をIASBが財務諸表利用者に提供することを示唆する。

ここで、財務諸表の提供目的は二つである。一つは、多様な利用者に対して経済的意思決定に役立つ実体の財政状態、業績、そしてキャッシュ・フローに関する情報を提供することである。もう一つは、資本提供者から拠出された経営資源に関する経営者の受託責任の結果を財務諸表に

表示することである。IASB が掲げる財務諸表の(作成)目的が経営者の受託責任を果たす役割も加わっているという点で FASB が掲げたそれと異なっている。

II. ジョイント・ベンチャー

企業実体が財務諸表を通じて提供する共同契約(joint arrangements)の忠実な表現を指向するために、当該契約が生み出す超過利益(interests)の認識と開示を IASB は求めた。ジョイント・ベンチャーの会計処理で着目する点は企業実体が存在しているか否かである。企業実体に着目する理由は二つある。まず、持分法の適用は認識しない資産と負債をもたらす。次に、部分連結は企業実体を構成しない資産と負債を財務諸表に表示する。

共同契約の認識は、概念枠組みで示した資産と負債の定義に準拠して共同契約における持分を認識する。共同契約において生じる契約上の権利と義務を契約当事者は認識する。そのさい、契約形態は企業会計を実施するに当たって重要な要因ではない。部分連結を廃止し、(a)比較可能性を高めるとともに(b)ジョイント・ベンチャーの形態をとる企業実体に対して持分法を求め、米国で一般に承認された会計原則との収斂を達成する。

ここで共同契約とは、複数の契約当事者が経済活動を共同で行うと共に、当該活動に関連する意思決定を共有する契約形態である。具体的には三つのパターンがある。(1)ジョイント・ベンチャーとは、ジョイント・ベンチャーに対して共同支配権をもつ契約当事者が交わしている共同契約形態のことである。当該契約当事者は資産と負債に対する権利と義務を持たない代わりに、ジョイント・ベンチャー活動が生み出した成果の分配権を有する。

(2)共同経営とは、共同で製品を製造および販売するために契約当事者が自身の所有する資産や経営資源の使用と費用や負債の負担を含む契約形態である。そして(3)共同資産とは、契約当事者各自が所有権を有する資産のことである。契約当事者は当該資産が生み出す経済的便益の分配権を有する。その一方で、当該契約当事者は当該資産の維持と管理に要する費用の応分負担をする。

共同契約の契約当事者が資産に対する権利と費用に対する負債を持っている場合、国際財務報告基準(IFRSs: International Financial Reporting Standards)に準拠して当該資産と負債を認識する。次に、この基準に基づいて認識できなかった資産と負債を持分法によって認識する。なお、IFRSs に基づいて認識すべき資産と負債がない場合、上記以外の資産と負債を持分法によって認識する。いずれも、測定時に使用する価値は公平価値である。

III. 公平価値

IFRSs は資産、負債、そして持分を、いくつかの状況のもとで入手できる公平価値によって測定することを求めている。しかしながら、現在有効な IFRSs で示されている公平価値に関する指針は一貫性を欠いている。このような状況は、財務報告で表示される公平価値情報の質を不均一にしている。したがって、首尾一貫しない各指針を簡潔明瞭に体系立て、財務報告実務の改善と

調和を IFRSs は図ることにした。

公平価値による測定の基本的な課題は三つある。(1)何を測定すべきなのか(対象)、(2)どのように公平価値を用いて測定するのか(方法)、そして(3)公平価値について何を開示すべきなのか(範囲)という課題である。これらの課題を一言でまとめれば、公平価値とは何を意味するのかという問いに置き換えることができる。首尾一貫した指針に基づく公平価値の簡潔明瞭な定義は、公平価値で測定することの目的を明確に伝えることができるだろう。

財務会計基準書第 157 号(SFAS157: Statement of Financial Accounting Standards No. 157)と IFRSs との間で生じている違いは次の点である。(1)SFAS157 は公平価値を明確に出口価値(販売/売却価格)と定義づけている。他方、IFRSs は出口価値か入口価値、このいずれとも明確に定義づけていない。(2)SFAS157 は公平価値の算定者が市場参加者であると定義づけている。他方、IFRS は相対取引に立ち会う当事者であると定義づけている。

したがって、公平価値と言え、SFAS157 が定義づけた出口価値を意味するものとして。なお、出口価値と入口価値とが等しくなるのは次の条件をすべて満たす場合である。二つの価値が同じ市場で、同じ日に、同じ項目を反映し、かつ販売者と購入者とが同じ情報を保有している場合である。財務報告が報告実体の視点に基づいて作成されるので、市場参加者の視点に基づいて出口価値を公平価値とする方が有用である。

最初に行った認識のために使用した現在入口価値とそれ以降の測定のために使用する現在の現在入口価値との関係を解決する必要がある。その理由は、取引価格がどのように公平価値と適合するのかという疑問が残るからである。他方、最初に行った認識のために使用した現在出口価値とそれ以降の測定のために使用する現在出口価値との関係を検討すれば、場合によっては最初の認識時点で取引価格を使用する方が首尾一貫するだろう。

以上から、公平価値を巡る議論の流れをまとめると次のようになる。(A)公平価値の定義付けを巡って出口価値と入口価値との予備的定義を明示する。次に、(B)予備的定義を基準毎に照合し、検討する。次に、(C)公平価値の算定に関する指針を作成する。そして(D)必要に応じて、指針の改善を行う。これら(A)から(D)の流れに基づいて、利害関係者の意見を反映した最善な公平価値の指針を提示していく。

公平価値をめぐる IFRSs の作業日程は次の通りである。継続審議を行いながら、2008 年第 4 四半期を目処にラウンドテーブルを開催し、公平価値を巡る議論を行いたいと考えている。そして、必要があれば、FASB と公平価値に関する収斂問題を議論する可能性がある。そして 2009 年第 2 四半期を目処に公開草案の公表を念頭に置いている。この作業が目指すゴールは公平価値測定に関する IFRSs の公表である³⁾。

IV. コメント

第一に、改訂される国際会計基準に基づいて作成される財務諸表を監査する監査法人を各国間

または国内に限定すれば、その違いが監査済み財務諸表に違いをもたらすのだろうか。比較可能性という用語に着目して、財務諸表の属性が等質であると仮定すれば、各国間または企業間毎に監査法人の監査行為の違いを分析することは、デファクト・スタンダードを活用して見いだせる新たな研究課題の一つとなるだろう。

第二に、IASB が作成および公表する各種の財務会計基準が(会計)原則に基づいて作成される財務会計基準であることをふまえたコメントを述べてみたい。このような作成過程をとる財務会計基準は、(企業毎または期間毎の)比較可能性を阻害するのか、それとも向上させるのか。この課題を、規範理論を構築するための研究課題、または、説明理論を構築するための研究課題としても考えることができると思われる。

第三に、財務諸表の質が向上すること、つまり、透明性の高い財務諸表の作成を求めることは財務諸表利用者の最善な経済的意思決定に役立つのだろうか。財務諸表に対する財務諸表利用者の理解度を所与とすれば、透明性の高い財務諸表の作成要求が将来にわたって明るい展望を与えてくれるとは考えにくい。というのは、投資家の情報要求が多様であることに起因して、透明性という用語の明確な定義づけがきわめて困難だからである。

第四に、財務諸表利用者の情報要求を所与とすれば、透明性の高い財務諸表を作成するように経営者を動機づけるために有効なインセンティブとは何か、そしてそれをどのように構築することができるのだろうか。経営者が自らの意思で透明性の高い財務諸表の作成を決定するようなインセンティブ制度を構築することができれば、例えば、粉飾決算を起こす可能性を限りなく最小にすることができるように思われる。

第五に、公平価値評価は企業実体を忠実に表現するのだろうか。つまり、公平価値評価は財務諸表利用者に有用な情報を提供することになるのだろうか。公平価値を出口価値と考える方向で議論が進んでいることを勘案すれば、企業実体が行っている取引が出口価値ですべて評価できるわけではない。そうであるにも関わらず、評価基準を統一することがもたらす「結果」に着目することは、最善な企業会計を模索するために必要なことである。

第六に、公平価値を決定するに当たって、経営者の自由裁量もたらす影響とは何だろうか。先行研究の含意は経営者の自由裁量を行使することがそうでない場合と比較して、利益を増加または減少、もしくは損失を増加または減少させるというものである。公平価値を出口価値と定義づけるならば、当該価値を決定するさいに行使される経営者の自由裁量もたらす影響を探究することは公平価値評価の妥当性を検討する機会となるだろう。

むすび

本稿は IASB が実施している作業のいくつかの概要を紹介すると同時に、それらに対する筆者のコメントを示した。筆者が国際会計基準の動向に注目するようになって約 10 年になる。この間、IASB や FASB といった会計基準設定主体は世界の企業会計をリードしている⁴⁾。日本の会計研究

および教育の行く末を考えてみると、明確なグランドビジョンを描くことが急務であることを筆者は痛感した⁵⁾。

<注>

- 1) 本稿で取り上げる二つの会計基準設定主体の作業範囲を示す。IASBはIFRSsの作成及び改訂作業を行っている英国の会計基準設定主体であり、米国財務会計基準審議会(FASB: Financial Accounting Standards Board)はSFASの作成および改訂作業を行っている米国の会計基準設定主体である。
- 2) 本稿は、2008年8月3日に開催されたCPEワークショップ(Continuing Professional Education)の報告内容に基づいて補足したものである。ワークショップの詳細情報は次の通りである。ワークショップタイトルは“FASB/IASB Update-Part I”と“FASB/IASB Update-Part II”である。開催時刻は前者が08:00~11:30AMであり、後者が13:00~16:30PMである。報告者はいずれもMary E. Barth(IASB and Stanford University)が行った。本稿で取り上げる財務諸表の表示問題とジョイント・ベンチャーの問題は同Part Iで、公平価値の問題は同Part IIでそれぞれ扱われたトピックスである。
- 3) 例えば、公平価値評価に関する今までの議論の概要を来栖(2005、2006)は述べている。
- 4) 米国証券取引委員会がIFRSsに準拠した財務諸表の作成を米国証券市場に上場している企業に対して要請する可能性があるようだ。米国政府の方針転換もまた、米国の会計政策の転換を促進させるだろう。次の記事を参照されたい。Reilly, David, Unintended Consequences, *The Wall Street Journal*, (Monday, August 4, 2008), p.C8.
- 5) 杉本(2008)もまた国際会計基準の動向を踏まえた上で、特に、日本の会計教育に対して警鐘を鳴らしている。

<参考文献・引用文献>

- Financial Accounting Standards Board(FASB), 2006, *Fair Value Measurements*, Statement of Financial Accounting Standards No. 157, Norwalk, Conn.: FASB.
- International Accounting Standards Board(IASB), 2006-a, Proposed Amendments to IAS1 Presentation of Financial Statements: *A Revised Presentation*, Exposure Draft, London, UK.: IASB.
- _____, 2006-b, *Fair Value Measurements: Part I: Invitation to Comment and Relevant IFRS Guidance*, Discussion Paper, London, UK.: IASB.
- _____, 2006-c, *Fair Value Measurements: Part II: SFAS 157 Fair Value Measurements*, Discussion Paper, London, UK.: IASB.
- _____, 2007, *ED9 Joint Agreements*, Exposure Draft, London, UK.: IASB.
- 来栖正利、1998、「強まる国際化の波と進展する技術革新が財務会計研究に与える影響」、『流通科学大学論集-流通・経営編』、第10巻、第2号、pp.113-121。
- _____, 2003、「財務報告基準を巡る覇権争い」、『流通科学大学論集-経済・経営情報編』、第12巻、第2号、pp.125-135。
- _____, 2005、「金融資産の公平価値評価と証券化を巡る財務報告問題」、『流通科学大学論集-経済・経営情報編』、第13巻、第3号、pp.103-110。
- _____, 2006、「公平価値による評価とその問題点」、流通科学大学論集-流通・経営編』、第18巻、第3号、

pp.83-87。

____、2009、「資本の論理と財務報告の論理」、『流通科学大学論集-経済・経営情報編-』、第17巻、第2号、
pp.191-196。

杉本徳栄、2008、『国際会計』（改訂版）、同文館出版。